

令和2年4月24日時点

公共三部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 発注工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令され、対象が全国に拡大されたことを踏まえ、今後の工事等の業務については下記のとおり取扱いますので、よろしくお願ひします。

なお、新たな対応がある場合は随時更新します。

記

1 健康管理について

現場状況等を勘案しつつ、以下のような感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意してください。

- アルコール消毒液の設置
- 不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- 手洗い・うがい
- 発熱等の症状がみられる者の休暇の取得
- テレワーク等の実施 など

2 連絡体制について

受発注者間で、所要の連絡体制の構築を図ってください。

作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が確認された場合には、速やかに受注者から発注者に報告してください。

また、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。

3 「三つの密」の回避について

新型コロナウイルス感染症については、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が同時に重なる場で、感染を拡大するリスクが高いと考えられており、工事等の現場では、以下のような場面が想定されます。

- 多人数の作業
- 現場事務所等における各種打合せ
- 朝礼・点呼
- 更衣室等における着替え
- 詰め所等での食事・休憩 など

これらの場面においては、他の作業従事者等と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行などの対策を行ってください。

4 県境をまたいだ移動について

緊急事態宣言期間中は、まん延防止の観点から、作業従事者等の都道府県をまたいでの移動（不要不急の帰省や旅行など）は、できる限り避けてください。

また、特定警戒都道府県にやむを得ず滞在された場合は、帰県後2週間の外出自粛をお願いします。

5 工事の一時中止措置等について

中止に関する各契約書の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととしています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

ア 緊急事態宣言期間外（これまでの取扱いと同様）

以下のような場合には、一時中止等を希望する期間の他、受注者の感染拡大防止に向けた取組状況、活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止等、適切な措置を行います。

○技術者等が確保できない場合

（新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴うもの）

○資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合

○受注者から一時中止等の申出があった場合

イ 緊急事態宣言期間中

受発注者間で協議を行った上で、受注者からの申出があった場合には、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止等の適切な措置を行います。

※上記ア及びイの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われます。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1) に準じて対応します。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、感染が確認された日から一定の期間（例：他の従事者に感染していないことが確認できるまでの期間）を設定するなど、適切な対応を行います。

6 完成又は完了の通知後の一時中止

完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、既に提出されている完成又は完了の通知を受注者において取り下げただいた後、一時中止等を行うこととします。

7 検査、打合せ等の対応

打合せ等の実施に当たっては、可能な限り WEB等 を活用するなど、受発注者間で協議の上、適切に対応してください。

特に、感染拡大防止に有効なWEB会議や情報共有システムの積極的な活用をお願いします。

なお、対面での検査、打合せ等を実施する場合には、必要最小限の人数で実施するとともに、可能な限り広い部屋での実施やマスクを着用する等、感染予防の対策を徹底してください。

また、検査を行った場合には、監督員が検査に出席した受発注者双方の全員の氏名等を記録させていただきます。

8 対象の工事又は業務

通年維持工事及び業務（道路巡視業務、地域メンテナンス業務）など各施設に支障をきたすものは、本取扱いの限りではありません。

また、一時中止により、県民生活に著しい支障が生じる場合は、受発注者協議の上、適切に対応を行うこととしています。

9 工事及び業務の入札等の手続の対応

(1) 令和2年3月31日までに引き渡す予定である工事及び業務について、一時中止や工期又は履行期間の延長を行った結果、引渡予定日が令和2年4月1日以降となる場合は、次のように取り扱います。

ア 入札参加資格における取扱い

引渡しが終わっていなくても、令和元年度に完成又は完了した実績とみなします。

なお、対象となる入札は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに入札公告又は指名通知する工事及び業務です。

イ 総合評価落札方式における取扱い

引渡しが終わっていなくても、令和元年度に完成又は完了した実績とみなします。

なお、対象となる入札は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までに入札公告する工事及び業務です。

(2) 現在「持参」により受け付けている以下の書類について「郵送」による提出を推奨します。

○入札参加資格確認資料（事後審査）

○契約書

10 その他

具体的な対応については、発注機関にお問い合わせください。